

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 2 項の届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第 8 条第 3 項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和 8 年 4 月 7 日

長崎県知事 平田 研

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン東長崎ショッピングセンター

長崎県長崎市田中町 1027 番 8 ほか

2 届出の概要

- (1) 駐輪場の位置及び収容台数の届出事項の変更
- (2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置の届出事項の変更

3 意見書の概要

- (1) 意見書を提出した者
長崎市長 鈴木 史朗
- (2) 意見書の内容

(土木企画課)

ア 駐輪場の位置及び収容台数の変更について

駐輪場の変更に伴い歩行者導線が変化することから、駐車区画付近における歩車分離および横断部の視認性向上（カラー舗装、路面標示、減速措置等）についてご留意ください。

店舗出入口・横断箇所・バス停等への主要動線上で自動車車路と交錯しないよう、必要に応じて誘導サインの明確化をご検討ください。

イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置の変更について

一般公共の用に供する駐車場の合計面積が 500m²以上となる場合は、駐車場法第 11 条に基づき技術的基準の適用が生じますので、施行令に示される基準に適合するようご留意ください。また、「長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例」に基づく届出は確認できませんでした。建物の増改築や届出事項の変更等を行う際には、同条例に基づく手続きが必要となりますので、あわせてご留意ください。

自動車の駐車の用に供する部分の面積が 6,000m²以上の場合は、出入口が接する道路が往復で車線分離されている場合を除き、自動車の出口と入口を分離し、道路に沿って 10m 以上離して設置してください。

出口 No.2 と出入口 No.3 は「進入禁止」の標示があるものの、動線が連続しており実質的に車両の通行が可能と見込まれます。歩行者・自転車との交錯防止の観点から、物理的分離や車路運用の明確化（路面矢印・サイン等）についてご検討ください。

出入口近接部では、見通しの確保（見通し三角形・ミラー）、一時停止線の明確化、減速・徐行の誘導等により、横断歩行者の安全にご配慮ください。

交差点・横断歩道に近接する出入口については、右折流入・流出の抑制を含め、歩道上に滞留が生じない運用となるようご留意ください。

場内車路の一方通行／相互通行の運用を明示するとともに、タクシー乗降・待機は通路外の専用ペイに限定するなど、通行阻害の防止と低速運用の徹底についてご留意ください。

(土木総務課)

ア 駐輪場の位置及び収容台数の変更について

駐輪場の位置及び収容台数の変更については、支障ありません。それに伴い市道を工事施行する場合は、事前に土木総務課と協議の上、道路工事施行承認申請書を提出してください。

イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置の変更について

駐車場の自動車の出入口の数及び位置の変更については、支障ありません。それに伴い市道を工事施行する場合は、事前に土木総務課と協議の上、道路工事施行承認申請書を提出してください。

4 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から 1 月間
- (2) 縦覧場所

県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）及び長崎市経済産業部商業振興課